

天理市告示第 79 号

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第19条の3の規定が適用される世帯の令和8年度天理市国民健康保険料の額について、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

天理市長 並 河 健

記

1 基礎賦課額

（1）天理市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条の3第1項の

規定により決定した額 13,800円

（2）条例第19条の3第5項の規定により決定した額

ア 7割軽減世帯 4,140円

イ 5割軽減世帯 6,900円

ウ 2割軽減世帯 11,040円

2 後期高齢者支援金等賦課額

（1）条例第19条の3第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に

より決定した額 5,750円

（2）条例第19条の3第7項において読み替えて準用する同条第5項の規定に

より決定した額

ア 7割軽減世帯 1,725円

イ 5割軽減世帯 2,875円

ウ 2割軽減世帯 4,600円

3 子ども・子育て支援納付金賦課額

(1) 条例第19条の3第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定により決定した額 950円

(2) 条例第19条の3第8項において読み替えて準用する同条第5項の規定により決定した額

ア 7割軽減世帯 285円

イ 5割軽減世帯 475円

ウ 2割軽減世帯 760円